



課税期間の中途にインボイス発行事業者の登録を受けた場合の消費税申告書の計算・記載方法

令和5年10月1日以後に
開始する課税期間用

インボイス発行事業者登録前			インボイス発行事業者登録後		備考
令和 6 年 1 月 1 日～令和 6 年 9 月30日			令和 6 年10月 1 日～令和 6 年12月31日		
売上税額			仕入税額		
仕入税額			売上税額		
1	割戻し	割戻し	割戻し	割戻し	売上税額につき積上げ計算を行わないため、仕入税額は割戻し計算・積上げ計算いずれも適用可能（併用は不可）
2	割戻し	インボイス積上げ・ 帳簿積上げ併用	割戻し	インボイス積上げ・ 帳簿積上げ併用	
3	割戻し	インボイス積上げ・ 帳簿積上げ併用	割戻し・積上げ併用	インボイス積上げ・ 帳簿積上げ併用	積上げ計算を行う売上税額があるため、仕入税額は積上げ計算のみ適用可能
4	割戻し	簡易課税	積上げ	簡易課税	積上げ計算による簡易課税の計算
5	割戻し	2 割特例	割戻し	2 割特例	2 割特例の計算
6	免税事業者		割戻し	割戻し	売上税額につき積上げ計算を行わないため、仕入税額は割戻し計算・積上げ計算いずれも適用可能（併用は不可）
7			割戻し	インボイス積上げ・ 帳簿積上げ併用	
8			割戻し	簡易課税	簡易課税の計算
9			割戻し	2 割特例	2 割特例の計算
1 0			割戻し	2 割特例 (旧税率適用あり)	2 割特例の計算 (旧税率適用時の計算)

※ 設例は、令和6年10月1日にインボイス発行事業者の登録を受けた、令和6年12月決算法人を例にした計算例
※ このほか、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(個人事業者用)」、「消費税及び地方消費税の申告書の書き方(法人用)」、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(2割特例)」については[こちら](#)
※ 売上税額や仕入税額の計算方法である「割戻し計算」や「積上げ計算」、「簡易課税制度」、「2割特例」についての概要は[こちら](#)